エ・5・1 (有効・保存期間:令和8年12月末)

一般(人少、生企)第89号 令和5年5月9日

各警察署長殿

山形県警察本部長

少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための広報啓発の強化 について(通達)

全国的に、友人や先輩から誘われた少年が犯罪に加担している実態が依然として見受けられるほか、最近では、SNSにおいて「闇バイト」「裏バイト」の文言で容易に検索され、仕事の内容を明らかにせず高額の報酬を示唆する投稿や、求人サイトや無料求人誌等において、通常の求人を装った求人広告(以下「犯罪実行者募集情報」という。)を掲載し、強盗や特殊詐欺などの実行犯を募るといった実態が確認されている。また、実際にこれらに応募した少年が、特殊詐欺や強盗を敢行し検挙されているところである。

各警察署においては、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プランの策定について」(令和5年4月25日付け生企第107号)の内容も踏まえつつ、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないため、下記取組の推進に努められたい。

なお、「少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について」(令和2年6月8日付け一般(人少、生企)第52号)については、本日限り、無効とする。

記

1 非行防止教室等を通じた少年等の心に響く広報啓発の強化 和果宝行者草集情報。広草等する行為が、重まな和果に関

犯罪実行者募集情報へ応募等する行為が、重大な犯罪に関与し、取り返しの つかない結果を招く行為であることを積極的に発信し、少年自らが当該行為を 踏み止まることができるよう少年等の心に響く広報啓発の強化に努めること。

そのため、学校と連携して行う非行防止教室等のほか、関係機関との会議、 県警察のホームページ等を通じて、犯罪実行者募集情報に応募等した少年が

- 自身の行為の危険性を認識しないまま、犯罪の首謀者に重大な犯罪 に加担させられ、自らも犯罪者となってしまっていること
- 自身の顔写真や住所等を募集者に送付することで犯罪に加担せざる を得なくなっていること
- 強盗等の実行犯や受け子等として犯罪の首謀者から都合よく利用された後、組織の「捨て駒」として切り捨てられていること
- 等、犯罪実行者募集情報等の実態について具体的に発信すること。

なお、特殊詐欺や強盗等で検挙されることの多い有職・無職少年や高校生に対しては、これらの少年が参加するイベントの機会や少年のユーザーが多いSNS等を活用するなど、効果的な広報啓発活動の実施に配意すること。

- 2 少年相談窓口及び少年サポートセンターの役割の周知の強化 少年が犯罪実行者募集情報へ応募等してしまった場合に、当該少年や保護者 が迷うことなく相談できるよう少年相談窓口や少年サポートセンターの役割の 周知を強化し、少年が犯罪に加担しないよう、未然防止に努めること。
- 3 部門間の連携 前記取組の推進に当たっては、関係部門間で情報共有及び連携を図ること。